

# 第38回宮城県医師会学校保健研修会

日時：平成28年1月27日（水）午後7時

場所：宮城県医師会館・2階大手町ホール

〔主催〕 宮 城 県 医 師 会

# フ ロ グ ラ ム

司会：宮城県医師会常任理事 奥村 秀 定

1. 開 会

2. 挨拶

宮城県医師会 会長 嘉 数 研 二

3. 講 演

座長：宮城県医師会常任理事 板 橋 隆 三

- (1) 「学校保健安全法施行規則の一部改正に伴う定期健康診断の  
ガイドラインについて」

宮城県教育庁スポーツ健康課

課 長 松 本 文 弘 先生

- (2) 「運動器検診の実施方法と事後処置」

日本臨床整形外科学会

副理事長 新 井 貞 男 先生

4. 閉 会

宮城県医師会 副会長 櫻 井 芳 明

---

学校保健安全法施行規則の一部改正に伴う  
定期健康診断のガイドラインについて

宮城県教育庁スポーツ健康課  
課長 松本文弘

---

---

## 運動器検診の実施方法と事後処置

日本臨床整形外科学会

副理事長 新井 貞 男

---

文科省の調査により、児童生徒の体力の衰えが指摘されて久しい。もちろんそのための対処はなされているが、昭和60年ごろをピークにいまだその回復には至っていない。一方、2000年から始まった「運動器の10年」世界運動はWHOが提唱し、世界的に運動器を見直そうという運動であるが、日本でもこの動きに呼応し「運動器の10年・日本委員会」の活動が始まった。その活動の一つとして、「学校における運動器検診体制の整備・充実モデル事業」が展開され、その結果、運動器に2極化した問題があることが指摘された。従来から指摘されていた、運動のし過ぎによる「オーバーユース症候群」は予想されたことであつたが、「片脚立ちができない、しゃがみ込みができない、体が固いなど」運動不足からくると思われる運動器機能不全も問題であることが指摘された。この2極化した運動器の問題に関し学校現場でも何とか対処する必要があるとして、平成26年4月30日に「学校保健安全法施行規則の一部改正等について」が發布された。運動器に限定すれば、学校検診の中に運動器検診が必須項目として加えられ、保健調査の実施が、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校学校の全学年に必須となった。その施行は平成28年4月からである。しかし、その運動器検診の指針となる日本学校保健会が発行する「児童生徒等の運動器検診マニュアル」の発刊が平成27年8月と遅れたため、各地区の教育委員会、養護教諭、学校医の間では、準備までの期間が少なく現場で多くの混乱をきたしている。

本講演では、学校健診に運動器検診が取り入れられた経過と、「児童生徒等の健康診断マニュアル」の説明、平成27年度に千葉県医師会が行った運動器検診のモデル事業を参考に運動器検診の準備の進め方、やり方、事後措置に関して説明する。